

【1998年5月15日】公的年金における積立金について
年金審議会（第20回）

保険料の引上げ計画関係

公的年金における積立金について

1 積立金保有の意義

積立金を保有することにより、その運用収入によって最終保険料負担を抑制することができる。

少子高齢化の進行の中で将来に向けて負担の平準化を図り・世代間の公平に資することができる。

2 現在の財政計画

厚生年金の現在の財政計画では、現在の現役世代と将来の現役世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、最終保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

このような財政計画の下で、将来、支出の3年分程度の積立金を保有することにより、厚生年金の最終保険料率は34.3%となっているが、もし積立金の規模を縮小する財政運営を行うものとするれば、当面の保険料率は低くできるものの最終保険料率は高くなる。

仮に支出の1年分程度の積立金を保有する財政計画を立てることとして、平成32年度以降保険料率を29.5%に据え置き、積立金が支出の1年分程度となるまで取り崩しを行うものとするれば、平成55年度に保険料率を38%程度に引き上げることが必要となる。この場合において、保険料率を引き上げずさらに積立金の取り崩しを続けるものとするると、平成59年度に積立金が0となって賦課方式に移行し、保険料率を40%程度に引き上げることが必要となる。